

理容所及び美容所を同一の場所で開設できる場合について

理容所・美容所は、理容・美容に専用の場所とする必要があり、原則として同一の場所で開設することはできません。しかし、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部改正（平成28年4月1日施行）により、条件を満たす場合に限り、同一の場所で理容所及び美容所を開設することができるようになりました。

● 同一の場所で理容所と美容所を開設するには、①～③を全て満たす必要があります。

- ① 従事者全員が、理容師免許及び美容師免許の両方を持っていること。
- ② 管理理容師の資格を持つ人、管理美容師の資格を持つ人の両方がいること＊。
 ＊管理理容師及び管理美容師の両方の資格を持つ場合に限り、1人でも可。
 （※従事者が1人だけの場合は、管理理容師・管理美容師の設置は必要ありません。）
- ③ 理容所及び美容所の両方の適合確認を受けられる構造・設備であること。
 ＊店舗（従業員控室、トイレ等を除く）の床面積は13.2平方メートル以上必要です。

<従事者の例>

管理理容師 管理美容師

理容師 美容師 理容師 美容師 理容師 美容師

管理理容師、管理美容師がおり、全員が理容師・美容師両方の免許を持っている。

管理理容師 管理美容師

理容師 美容師 理容師 美容師 理容師 美容師

管理理容師・管理美容師両方の資格を持つ人がおり、全員が理容師・美容師両方の免許を持っている。

管理理容師 管理美容師

理容師 美容師 理容師 美容師 美容師

管理理容師・管理美容師両方の資格を持つ人がいるが、理容師か美容師どちらかの免許しか持っていない人がいる。

● 同一の場所で理容所と美容所を開設する場合の届出について

- ・ 理容所（美容所）を開設している方が、同一の場所で新たに美容所（理容所）を開設する場合は、美容所（理容所）開設届出が必要です。もともと開設していた理容所（美容所）についての変更届出は必要ありません。
- ・ 新たな理容所と美容所を同一の場所で開設する場合は、理容所開設届出及び美容所開設届出の両方が必要です。

理容所開設届出書及び美容所開設届出書の様式は、次のURLからダウンロードできます。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/hokenjo/procedure/kankyo/>

開設等の相談については、店舗の所在する区の福祉保健センター生活衛生課へお問い合わせください。

区	電話番号
鶴見	510-1845
神奈川	411-7143
西	320-8444
中	224-8339
南	341-1192
港南	847-8445

区	電話番号
保土ヶ谷	334-6363
旭	954-6168
磯子	750-2452
金沢	788-7873
港北	540-2373
緑	930-2368

区	電話番号
青葉	978-2465
都筑	948-2358
戸塚	866-8476
栄	894-6967
泉	800-2451
瀬谷	367-5751